

# 旧須佐木小学校インフォメーションパッケージ



栃木県大田原市

# 1. この資料について

法務省（国）においては、令和4年3月末に廃止となる黒羽刑務所について、民間事業者が実施主体となる利活用事業を行うことを検討しており、大田原市においても、廃校となった小学校の校舎等の利活用事業を実施することを検討しております。このたび、公募の前段階として、本事業に関心のある事業者から情報や意見等の提供を依頼するRFI（Request For Information）を行うこととなりました。

この資料は、公募の前段階であるRFIにおいて大田原市の基本的な情報を広く開示し、市民や団体、企業等の検討の一助となることにより円滑な情報提供につながることを意図して作成しております。

本資料を活用いただき、RFIへの参加を積極的にご検討いただければ幸いです。



与一くん

## 問合せ先

### 【黒羽刑務所跡地に関すること】

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL : 03-3580-4111(内線2557)  
FAX : 03-3592-7393

### 【旧須佐木小学校に関すること】

大田原市総合政策部政策推進課政策推進係  
大田原市本町1丁目4-1  
0287-23-8793

[seisakusuishin@city.ohkawara.tochigi.jp](mailto:seisakusuishin@city.ohkawara.tochigi.jp)

## 2. 大田原市の位置



### 3. 大田原市の地勢

- ▶ 本市は栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。
- ▶ 人口は71,945人(令和3年10月1日現在)、面積は354.36km<sup>2</sup>で、八溝山系の豊富な森林を有し、箒川、蛇尾川、那珂川の3河川が流れています。
- ▶ 那珂川を挟んで、東部は中山間地、中西部は平たんな土地が広がっており、那珂川と箒川に挟まれた扇状地では肥沃な土地を利用して農業が盛んに営まれています。
- ▶ 気候は夏と冬、朝と夕の気温の差が大きい内陸性の気候で、冬季は降水量が少なく、那須連山から「那須おろし」が吹き込む特徴があります。



## 4. 大田原市が目指す姿

### 知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら

大田原市民憲章(昭和49年11月1日制定)

- 一 わたしたちは 自然を愛し 環境をととのえ  
大田原を美しいまちにしましょう
- 一 わたしたちは 歴史と伝統を生かし よい風習をそだて  
大田原を文化の高いまちにしましょう
- 一 わたしたちは 心身をきたえ 仕事にはげみ  
大田原を豊かなまちにしましょう
- 一 わたしたちは 若い力をそだて としよりをうやまい  
大田原を明るいまちにしましょう
- 一 わたしたちは きまりを守り なごやかな家庭をつくり  
大田原を住みよいまちにしましょう

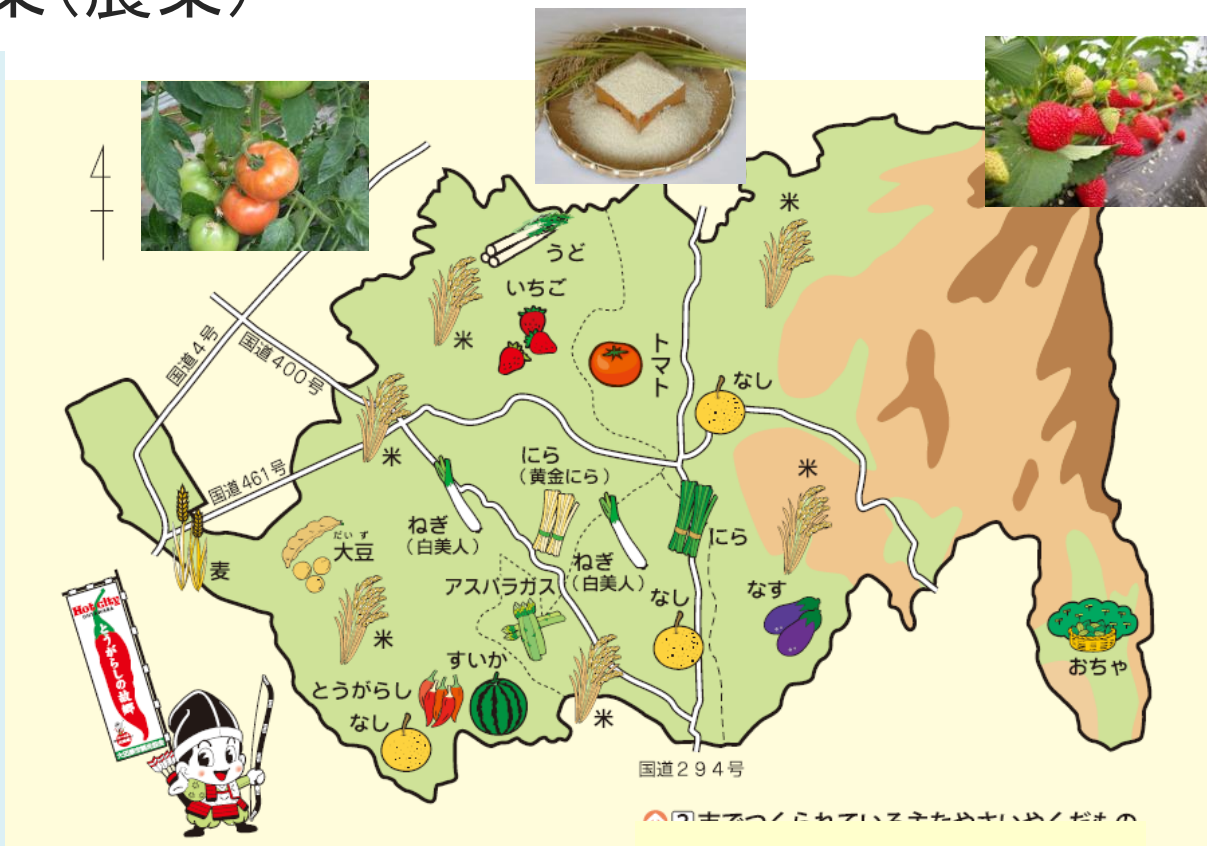
大田原市の重点テーマ

- テーマ1 安定した雇用を創出する
- テーマ2 新たな人の流れをつくる
- テーマ3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる
- テーマ4 人が集う魅力的な地域をつくる
- テーマ5 安心な暮らしを守る

大田原市総合計画(大田原国造りプラン)基本計画より抜粋

## 5. 大田原市の産業(農業)

- 米は栃木県内でもトップクラスの生産高を誇り、市内には広大な水田が広がっています。
- また、ウド、ニラ、ナス、トマト、アスパラガスなどの野菜類の栽培が盛んであり、軟白ネギ「那須の白美人ねぎ」は市場において高い評価を受けています。
- ほか、イチゴ、ブルーベリー、梨などの果実類や本市特産の唐辛子「栃木三鷹」などの生産や、農業体験を中心とする「グリーンツーリズム」によるまちおこしにも取り組んでいます。



## 6. 大田原市の産業(工業)

### 大田原市医療福祉産業都市構想(平成16年3月)

成長が見込まれる医療福祉関連産業や研究機関、医療機関などの集積を進めるとともに、医療福祉関連産業や既存の企業、大学、医療機関などとのネットワークを構築し、さまざまな事業展開による地域の活性化を目指しています。

#### ポイント

- 4つの工業団地(野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地、品川台工業団地)を中心に電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業が集積。
- 市内に本社があるキャノンメディカルシステムズ(株)では、最先端のMRI、CT、超音波検査機器が製造されており、世界有数の製造販売実績を誇る。
- 中田原工業団地では(株)資生堂那須工場が稼働し、那須地区消防組合や那須赤十字病院が周囲に移転したことで併せて、新たな医療福祉産業の核を形成。



野崎工業団地・野崎第二工業団地



市産業文化祭におけるキャノンメディカルシステムズ(株)出展ブース

## 7. 大田原市の産業(商業)

中心市街地においては、昔ながらの商店街に加え、市街地再開発事業により複合施設「トコトコおおたわら」が拠点施設として整備されています。

「トコトコおおたわら」には、ミニスーパー、子育て支援施設、市民交流センター、図書館が整備され、にぎわいの中心になっています。

また、国道400号バイパス沿線を中心に大規模小売店舗が出店し、商業施設集積地を形成しています。



ふれあいショッピングフロア

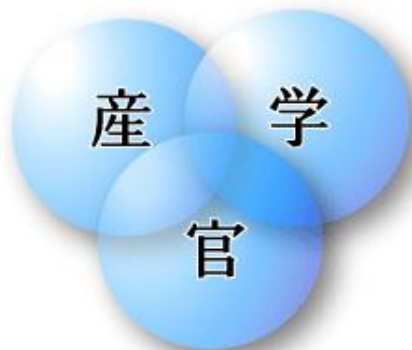


子ども未来館



## 8. 産学官連携

大田原市は、地域の産業振興のため産学官連携事業を推進しています



- 与一の里ネットワーク研究会  
（市特産品のウド葉を利用した機能性食品の開発）
- 大田原医療福祉機器研究会（新たな福祉機器の開発）
- グリーンエネルギー研究会（新エネルギーを活用した機器の開発）
- 与一の里キノコ研究会  
（菌床きのこを活かした新製品の開発や事業化の検討）

地域に立地している多様な既存産業の活性化を図るため、平成18年10月に栃木県、大田原市、商工団体、大学、医療機関、有識者などで構成する「大田原市産学官連携推進委員会」を発足させ、産学官連携を進めるための事業計画や実施体制などについて検討してきました。

委員会の活動の中から、企業、大学、市等の連携体である研究グループが誕生し、新事業の創出や地域の活性化をめざした調査研究、新商品開発等の検討、技術等についての情報収集等の活動をしています。

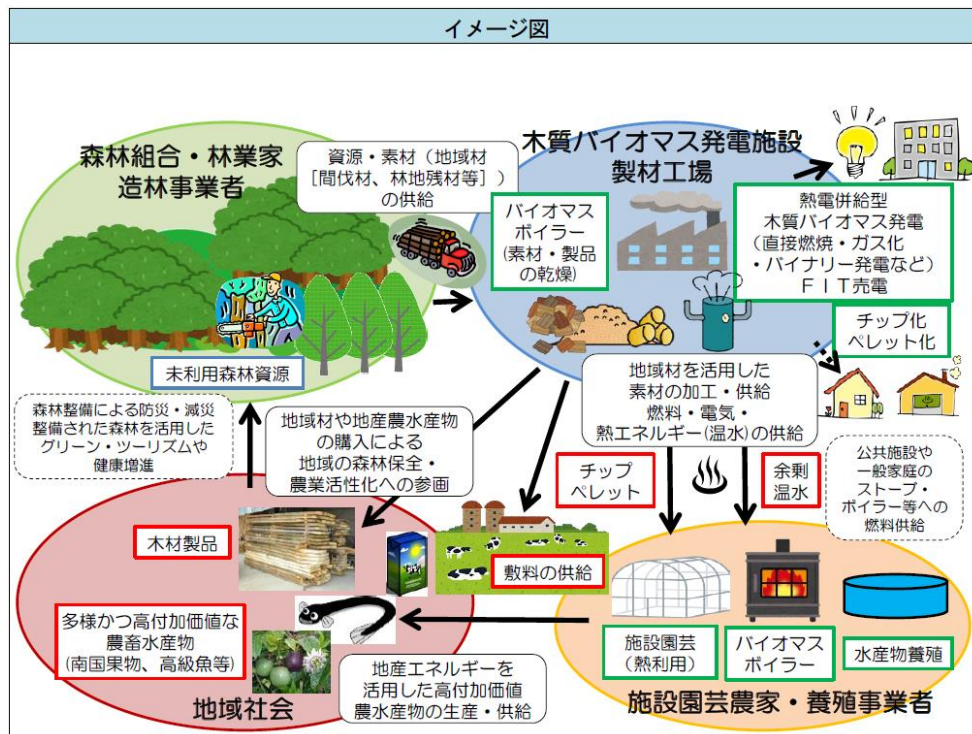
# 9. 新エネルギーへの期待

## 大田原市バイオマス産業都市構想（平成29年10月19日認定）

本市に存在する種々のバイオマスの現状と課題を明らかにし、これを活用する事業化プロジェクトを策定し実現することを目的にバイオマス産業都市構想の認定を受けました。この計画で示されている将来像は次のとおりです。

- ①エネルギーの地産地消
- ②循環型地域社会の形成
- ③地域産業の創出

市内の畜産業に伴う家畜排せつ物の悪臭や未完成処理物の土壌散布による環境問題への対策、山林においては豊富にありながら未利用である間伐材等のエネルギー資源としての活用や主伐材の高度利用等を検討します。

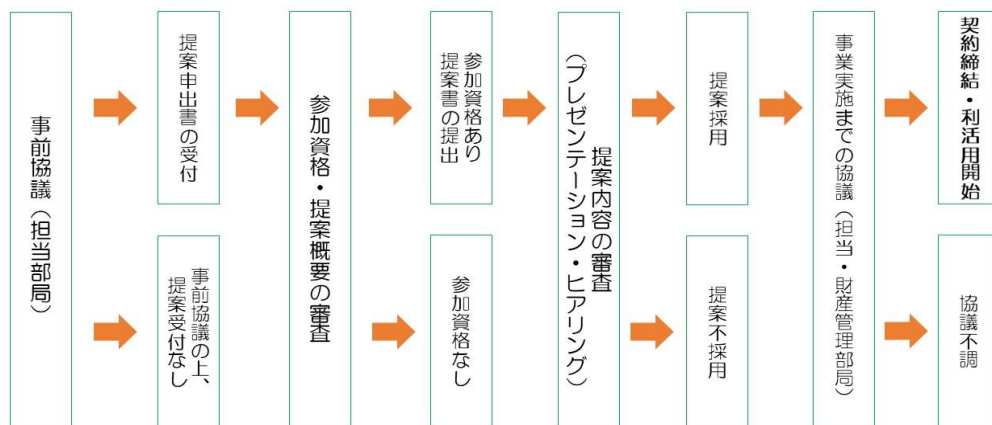


# 10. 大田原市有財産活用民間提案制度

大田原市では、市有財産のうち、民間活力による効果的な活用が期待されるものを対象に民間事業者の皆様から利活用提案を随時募集しています。



大田原市有財産活用民間提案制度 手続きフローチャート



## (参考)活用を検討している公共施設



### ◎旧須佐木小学校（管理教育棟2階）

昭和43年（一部平成10年）竣工

鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）構造

敷地面積：19,301m<sup>2</sup>

## 11. 大田原市の「人財」

- 【大学】 国際医療福祉大学大田原キャンパス  
(保健医療学部、薬学部、医療福祉学部ほか)
- 【専門学校】 TBC学院大田原校  
(二級自動車整備士学科、美容師学科ほか)
- 【高校】 大田原高校、大田原女子高校、黒羽高校、  
大田原東高校(定時制)
- 【中学校】 8校 (生徒数 約1,800人)
- 【小学校】 19校 (児童数 約3,600人)



国際医療福祉大学大田原キャンパス

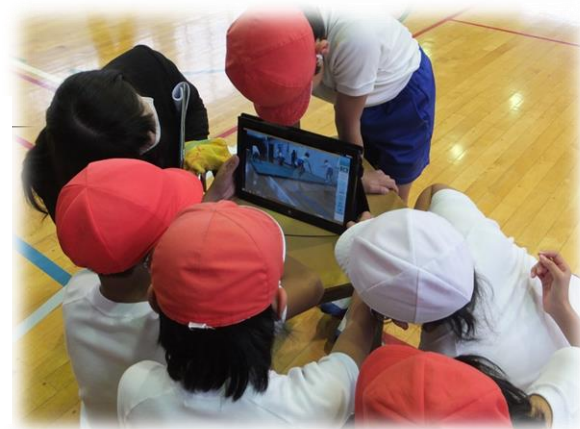
## 12. 学力向上に向けた取り組み

子どもたちの未来を創るため、本市では様々な工夫を凝らして学力向上に努めています。

- 小中一貫教育での9年間を見通したカリキュラム編成
- 小中学校の教員による協働した授業づくり
- ICTの有効活用

		大田原市	全国		県	
		正答率	正答率	比較	正答率	比較
小学校	国語	73	64.7	+8.3	65	+8
	算数	76	70.2	+5.8	69	+7
中学校	国語	70	64.6	+5.4	65	+5
	数学	64	57.2	+6.8	57	+7

※令和3年度全国学力・学習状況調査結果 対象 小学校6年生:国語・算数 中学校3年生:国語・数学



## 13. 企業等立地への支援制度①

### ■医療産業等立地奨励金

#### ○対象者の要件

- ✓ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、特別用途食品の製造等に係る企業等であること。
- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に5,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借していること。
- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000平方メートル以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。
- ✓ 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。
- ✓ 常時雇用している従業員が10名以上であること。

○金額 固定資産税相当額の10/10以内（1会計年度最高5,000万円まで）

○期間 5年間

### ■福祉産業等立地奨励金

#### ○対象者の要件

- ✓ 福祉機器の製造等に係る企業であること。
- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借していること。
- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に500平方メートル以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。
- ✓ 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。
- ✓ 常時雇用している従業員が5名以上であること。

○金額 固定資産税相当額の10/10以内（1会計年度最高5,000万円まで）

○期間 5年間



## 14. 企業等立地への支援制度②

### ■企業等立地奨励金

#### ○対象者の要件

- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に5,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借していること。
- ✓ 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000平方メートル以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。
- ✓ 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。
- ✓ 常時雇用している従業員が10名以上であること。

○金額 固定資産税相当額の4/5以内（1会計年度最高5,000万円まで）

ただし、本社機能又は研究開発機能を有する事業者にあつては10/10以内

○期間 5年間

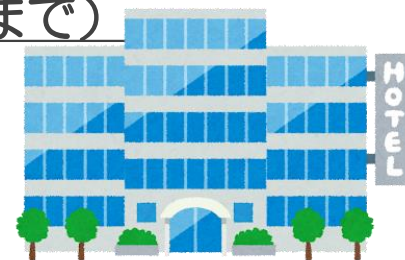
### ■ホテル等立地奨励金

#### ○対象者の要件

- ✓ 次に掲げる要件を満たすホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）を新設し、又は増設していること。
  - ア 新設 用途敷地内又は市長が特に必要と認める地域に土地を新たに取得し、又は賃借して新築したものであって、客室が30室以上であること。
  - イ 増設 市内で10年以上ホテル営業又は旅館営業をしている企業等であつて、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。
- ✓ 常時雇用している従業員が5名以上であること。

○金額 固定資産税相当額の10/10以内（1会計年度最高5,000万円まで）

○期間 5年間





# 15. 中小企業事業者への制度融資①

## ■小口資金

運転資金商品（材料）の仕入資金、買掛金の支払などの決済資金、借換資金、その他諸経費の支払

### ○融資を受ける条件

- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者（下記参照）
- ・ その経営が健全であり返済能力が確実であると認められるもの
- ・ 市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの
- ・ 栃木県信用保証協会の保証が受けられるもの

### ○融資限度額 1年度1事業者につき1,000万円以内

### ○保証人 個人：不要、法人：代表者のみ

### ○信用保証料 栃木県信用保証協会が定める保証料（保証料の2分の1を大田原市が補助します。）

## ■設備資金

機械・設備の購入資金、店舗・工場・建物などの新築・改築または改装資金、車両購入資金

※土地の購入には利用できません。

### ○融資を受ける条件

- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ・ その経営が健全であり返済能力が確実であると認められるもの
- ・ 市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの
- ・ 栃木県信用保証協会の保証が受けられるもの

### ○融資限度額 1年度1事業者につき2,000万円以内（協同組合等も2,000万円以内）

### ○保証人 個人：不要、法人：代表者のみ

### ○信用保証料 栃木県信用保証協会が定める保証料（保証料の2分の1を大田原市が補助します。）



## 16. 中小企業事業者への制度融資②

### ■特別小口零細企業資金

運転資金、商品（材料）の仕入資金、買掛金の支払などの決済資金、機械・設備の購入資金、店舗・工場・建物などの新築・改築または改装資金  
車両購入資金、その他諸経費の支払 ※借換資金としては利用できません。

#### ○融資を受ける条件

- ・中小企業基本法に定める中小企業者のうち、中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること
- ・市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいるもの
- ・その経営が健全であり返済能力が確実であると認められるもの
- ・栃木県信用保証協会の保証が受けられるもの
- ・栃木県信用保証協会の保証残高が2,000万円以下であること

#### ○融資限度額 1事業者につき2,000万円以内

ただし、1回の申し込み限度額は、用途が小口資金と同じ場合は1回につき500万円、設備資金と同じ場合は1回につき1,000万円

#### ○保証人 個人：不要、法人：代表者のみ

#### ○信用保証料 栃木県信用保証協会が定める保証料（保証料の全額を大田原市が補助します。）

### ■創業支援資金

商品（材料）の仕入資金、運転資金、買掛金の支払などの決済資金、機械・設備の購入資金、店舗・工場・建物などの新築・改築または改装資金  
車両購入資金、その他諸経費の支払

#### ○融資を受ける条件

- ・市内に創業しようとしているもの、または市内に創業後1年未満の中小企業者
- ・創業計画および返済能力が確実であると認められるもの
- ・栃木県信用保証協会の保証が受けられるもの

#### ○融資限度額 1事業者につき500万円以内

#### ○保証人 個人：不要、法人：代表者のみ

#### ○信用保証料 栃木県信用保証協会が定める保証料（保証料の全額を大田原市が補助します。）

## 17. 特許等の出願への支援

### ■産業財産権出願支援事業費補助金

特許、実用新案、意匠、商標登録などに出願する費用の一部を補助する制度を設けております。

- 対象者 市内で1年以上事業を営み、市税などに滞納のない中小企業者（1年度内に1回限り）
- 対象事業 自ら開発した特許、実用新案、意匠、商標登録などに係る出願
- 対象経費 出願料・審査請求料・弁理士手数料
- 補助率 上記経費の1/2以内
- 限度額 特許：20万円 実用新案・意匠・商標登録：10万円



# 旧須佐木小学校の施設概要

- ✓ 旧須佐木小学校の施設概要・外観は下記の通り。
- ✓ 体育館・グラウンドは現在社会体育施設として活用しており、今回の跡地活用検討対象となっているのは管理教育棟1階及び2階部分。

## 概要

対象施設	旧須佐木小学校
住所	大田原市須佐木540番地
アクセス	・JR那須塩原駅より車で30分 ・大田原市中心市街地より車で30分
土地面積	19,301㎡
構造	鉄筋コンクリート(一部S造)
竣工年	昭和43年(一部平成10年)
活用対象	管理教室棟
延床面積	1,177㎡
階数	2階
利活用方針	貸借
条件	概ね5年以上の賃貸借
施設状況	・屋上に屋根貸による太陽光発電設備の設置あり。(2034年3月31日まで) ・体育館、グラウンドは社会体育施設として開放中。

## 外観

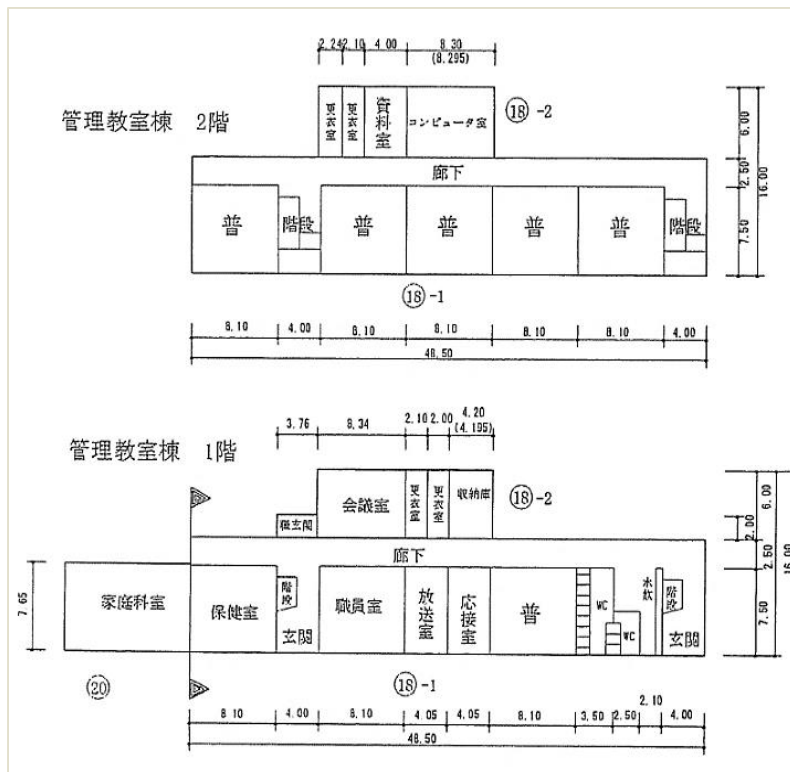


教室

# 旧須佐木小学校の施設概要

✓ 今回活用対象となるのは下記図の赤枠で囲っている部分。

平面図



配置図

